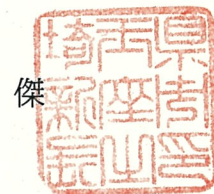


新座市告示第 246 号

新座市都市公園条例（昭和52年新座市条例第32号）第24条に規定する使用料（駐車場に限る。）及び新座市大和田水辺の丘公園臨時駐車場管理要綱（令和8年新座市告示第97号）第4条に規定する駐車料金の収納事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、令和8年7月1日から令和13年3月31日までの間、指定公金事務取扱者として、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 / 日

新座市長 並 木



神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号

アマノマネジメントサービス株式会社

代表取締役 中丸 幸夫